

●香川県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年4月30日

香川県監査委員	林	勲
同	鍋嶋	明人
同	山田	正芳
同	十河	直

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成25年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
香川東部養護学校	平成26年1月9日
三木高等学校	〃
西部教育事務所	平成26年1月15日
三豊工業高等学校	〃
高松北高等学校	〃
高松北中学校	〃
志度高等学校	〃
普通寺第一高等学校	平成26年1月17日
多度津高等学校	〃
観音寺第一高等学校	平成26年1月20日
香川西部養護学校	〃
高松南高等学校	〃
農業経営高等学校	〃
屋島少年自然の家	平成26年1月21日
高松養護学校	〃
高松商業高等学校	〃
盲学校	〃
高松高等学校	〃
坂出高等学校	平成26年1月22日
飯山高等学校	〃
高松桜井高等学校	〃
三本松高等学校	〃
埋蔵文化財センター	平成26年1月23日
五色台少年自然センター	〃
義務教育課	平成26年2月12日
生涯学習・文化財課	〃
高校教育課	平成26年2月13日
人権・同和教育課	〃

健康福利課	”
特別支援教育課	平成26年 2月17日
保健体育課	”
総務課	”
教育センター	平成26年 4月22日
東部教育事務所（小豆分室）	”
小豆島高等学校	”
土庄高等学校	”
津田高等学校	”
石田高等学校	”
高松工芸高等学校	”
高松東高等学校	”
高松西高等学校	”
香川中央高等学校	”
坂出商業高等学校	”
坂出工業高等学校	”
丸亀高等学校	”
丸亀城西高等学校	”
琴平高等学校	”
高瀬高等学校	”
笠田高等学校	”
観音寺中央高等学校	”
聾学校	”
香川中部養護学校	”
善通寺養護学校	”
香川丸亀養護学校	”
図書館	”

#### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

##### (1) 指摘事項

該当事項なし

##### (2) 指導注意事項

###### ア 収入について

(ア) 前年度に指導したにもかかわらず、施設使用料の減免項目について所長の決定行為がないものがあった。（屋島少年自然の家）

(イ) 平成24年度の行政財産目的外使用に係る管理諸経費について一部計算誤りがあり、追加で徴収する必要がある。（高松西高等学校）

(ウ) 証紙について、直ちに消印及び証紙収納簿への登記をしていないものがあった。（義務

教育課)

イ 手当の支給について

- (ア) 月の初日から末日までの全日数にわたって通勤実態がないにもかかわらず、通勤手当が支給されているものがあった。(高松養護学校) (東部教育事務所)
- (イ) 住居手当の額は変わらないものの、家賃として認められない駐車料を含めて認定しているものがあった。(東部教育事務所)

ウ 支出事務について

- (ア) 通勤手当が支給されている兼務校への旅費が誤って支給されていた。(坂出高等学校)
- (イ) カーテンレールの修繕について、修繕伺により修繕しているが、2者以上から見積書を徴収する必要がある。(三本松高等学校)
- (ウ) 報償費について、支払が約10か月後になっているものがあった。(観音寺中央高等学校)
- (エ) 講師に対する謝金及び旅費について、誤って他の人に支払っているものがあった。(高瀬高等学校)
- (オ) 検査手数料について、受付印を押印した日が、請求者が提出した日の約1か月後になっており、支払も遅延していた。(高松工芸高等学校)
- (カ) 自家用車使用登録を受けていない職員に自家用車の公務使用を承認しているものがあった。(小豆島高等学校)

エ 契約について

- (ア) 一般廃棄物処理業務委託契約について、再委託を禁止していたにもかかわらず、再委託をしているものがあった。(善通寺第一高等学校)
- (イ) 自主事業活動用品の購入について、購入先の公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団の定款等に根拠がないにもかかわらず、次長を職務代理者とし、私印を押印した請求書が添付されていた。(屋島少年自然の家)
- (ウ) 土地の賃貸借契約について、変更契約をするべきところ、当初の契約を取り消し、遡って新たな契約をしていた。(埋蔵文化財センター)
- (エ) 重機等賃貸借契約について、本来別に契約すべき消耗品の調達を追加する変更契約を締結していた。(埋蔵文化財センター)
- (オ) 契約書に定める履行保証人の委託業務実施能力等について、確認できていなかった。(特別支援教育課)

オ 財産について

- (ア) 建物の所在地が、公有財産簿に正しく記載されていないものがあった。(志度高等学校) (土庄高等学校) (高瀬高等学校)
- (イ) 前任者からの引継ぎに金庫の鍵はなかったにもかかわらず、そのままにしていた。また、金庫をダイヤル番号のみで開閉するなど、管理上問題がある。(善通寺第一高等学校)
- (ウ) 平成25年度の施設の一時的な使用の許可17件全てについて、使用許可物件の数量や使用料などの記載がない使用許可書を交付していた。(多度津高等学校)
- (エ) 施設の一時的な使用の許可について、公有財産規則に定める使用許可申請書と異なる申請書で使用許可していた。また、本来の利用者ではないものに使用許可しているものがあった。(小豆島高等学校)

カ 物品について

- (ア) 借入品について、返納していないにもかかわらず返納手続をしたものがあつた。また、同借入品について、借入品出納保管簿等の訂正方法も誤っていた。(普通寺第一高等学校)
  - (イ) 劇物の点検時、量の増減があるものについて、劇物出納簿に事由が記載されていないものがあつた。(観音寺第一高等学校)
  - (ウ) 毒劇物出納簿において、現在数量の記載が誤っているものがあつた。(高松南高等学校)
  - (エ) 備品の購入について、物品購入伺のないものがあつた。(高松商業高等学校)
  - (オ) 毒劇物について、盗難防止のため使用開始前の重量を量るとともに、同一の単位で管理できるように、毒劇物出納簿の様式を改める必要がある。(三本松高等学校)
  - (カ) リース車両の借入品出納保管簿が作成されていなかった。また、借入品出納保管簿について、品質・規格や備品番号の記載がないものがあつた。(埋蔵文化財センター)
  - (キ) 外部記録媒体取扱要領に定める保管責任者の引継ぎができていないものがあつた。また、利用予定のないものはリサイクル等を検討する必要がある。(埋蔵文化財センター)
  - (ク) 毒劇物の管理について、毒物劇物危害防止規定に定める在庫量の確認ができていないものがあつた。(聾学校)
  - (ケ) 昨年の包括外部監査で指摘されていたにもかかわらず、廃棄したUSBメモリについて、外部記録媒体等保管簿に廃棄記録が記載されていないものがあつた。(津田高等学校)
- キ 任意団体の自主検査について
- 県に事務局を置く任意団体等の会計事務を県が行う場合は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施することとされているが、所管する5団体について一度も実施できていなかった。(保健体育課)
- (3) 検討指示事項
- 行政財産の目的外使用許可を行っている胸像に関し、事務の効率化等の観点から、県が寄付を受けることも含めて検討する必要がある。(高校教育課) (特別支援教育課)